

第7節 移動タンクの基準（条例第32条の6）

1 タンクの容量（第1項）

第5.1のとおりとする。

2 注入ホース（第1項第1号）

- (1) 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- (2) 長さは、必要以上に長くないこと。◆
- (3) 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。
- (4) 結合金具は、摩擦等により火花を発生し難い材質で造ること。当該材質として、真鍮、アルミ、ステンレス等がある。◆
- (5) 結合金具及び注入ホースは、取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。
- (6) 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものは認められない。

3 移動タンクからの容器の詰替え等（第1項第2号）

- (1) 移動タンクからの容器への詰替え
 - ア 「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、60ℓ/分以下の速度とする。
 - イ 満量停止制御装置（資料第6「満了停止制御装置の構造例」参照）が設けられている注入ノズルで行うよう指導する。◆
 - ウ 容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じるよう指導する。◆
- (2) 移動タンクから自動車等への直接給油の禁止
 - 原則として、移動タンクから自動車等の燃料タンクへ直接給油することはできない。◆
 - ただし、次の場合にはこの限りではない。なお、給油ノズル及び給油速度は(1)による。
 - ア 建設現場等の定められた工事範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない土木建設重機等に引火点 40℃以上の第4類の危険物を給油する場合
 - イ 災害現場で活動中の自動車等に引火点 40℃以上の第4類の危険物を給油する場合

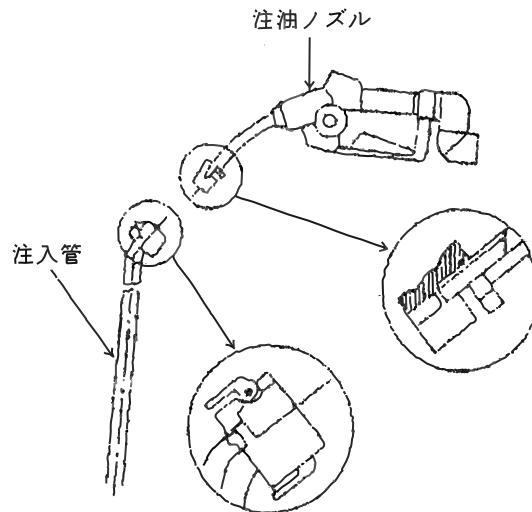
4 接地導線（第1項第3号）

- (1) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類の特殊引火物、第1石油類及び第2石油類の危険物をいう。
- (2) 接地導線は、次による。
 - ア 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。
 - イ 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

ウ 接地導線の抵抗値は概ね 100 Ω 以下とすること。

5 注入管（第 1 項第 4 号）

「注入管を用いる」には、次の方法がある。



第 7 - 1 図

6 火災予防上安全な場所（第 2 項第 1 号）

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所をいう。

またそれに加え、屋内にあつては当該建築物の主要構造部が不燃材である場所をいい、屋外にあつては周囲 1 m 以内に建築物（主要構造部が不燃材であるものを除く。）がない場所をいう。

なお、当該常置場所に常置する際には、タンク内から危険物を排出しておくよう指導すること。



7 タンク本体の板厚（第 2 項第 2 号）

「厚さ 3.2mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とする。ただし、最小板厚は 2.8mm 以上とする（第 7 - 1 表参照）。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

A : 使用する金属板の伸び (%)

第 7 - 1 表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

本条に規定する「圧力タンク」とは、第 6.3(1)による。

8 タンクの固定（第 2 項第 3 号）

- (1) 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう（資料第 7「移動タンクの固定例」参照）。
- (2) タンクをシャーシフレーム等に U ボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、U ボルト以外の固定も認められる。

9 安全装置（第 2 項第 4 号）

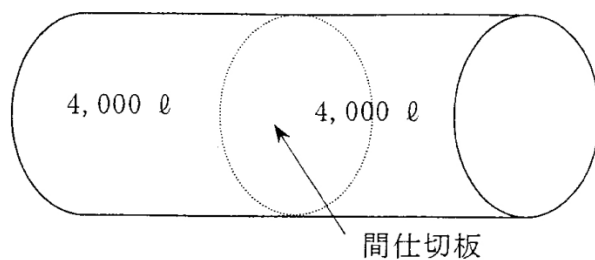
安全装置は、タンク頂部に設けること。

なお、吹き出し部分の有効面積については、危省令第 19 条第 2 項第 2 号により指導すること。



10 間仕切り（第 2 項第 5 号）

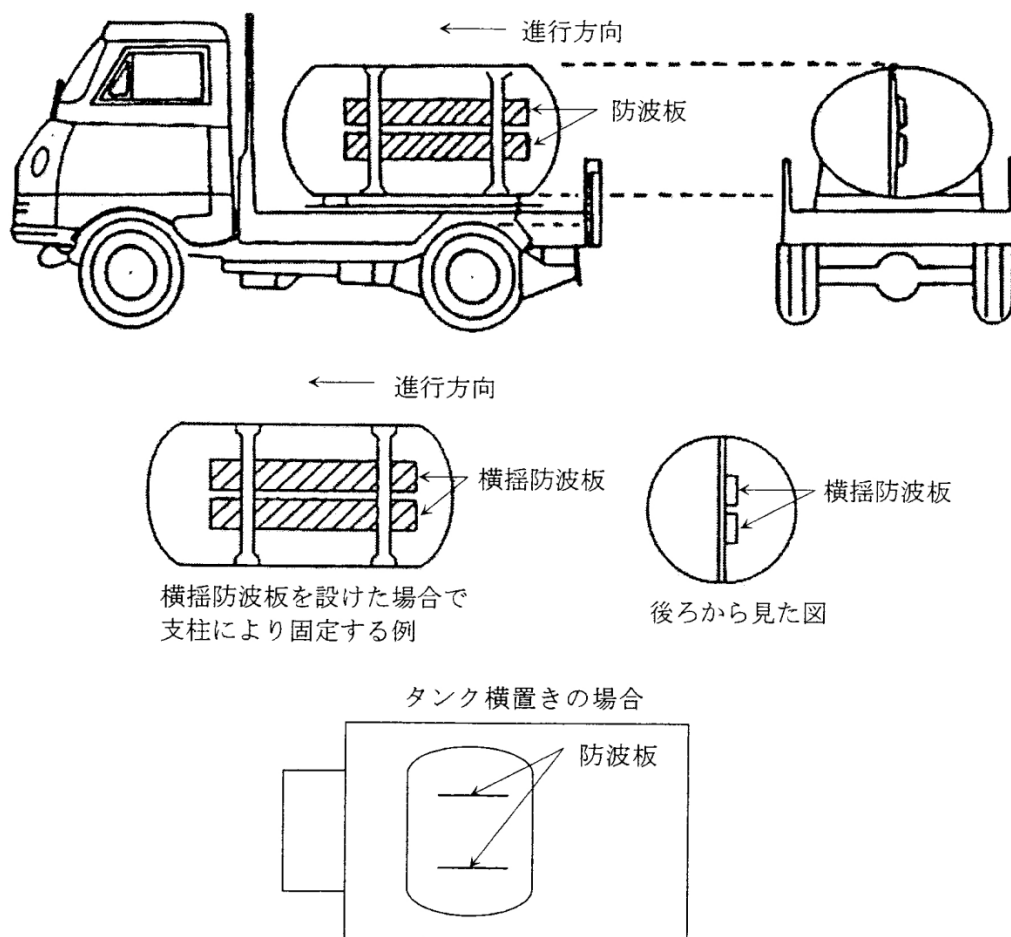
「同等以上の機械的性質を有する材料で設ける」間仕切りの板厚は、前 7 の例による（第 7 - 2 図参照）。



第7-2図

11 防波板（第2項第6号）

(1) 防波板は、タンクの移動方向と平行に設ける（第7-3図参照）。



第7-3図

- (2) 容量が2,000 ℓ以上のタンク（間仕切板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設ける防波板は、危省令第24条の2の9の規定の例により設けるよう指導する。◆
- (3) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次式により算出された数値以上の厚さを

有する金属板とする（第 7－2 表参照）。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

第 7－2 表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.16	1.2
	SUS 316	520	1.16	1.2
	SUS 304L	480	1.20	1.2
	SUS 316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

12 マンホール及び注入口のふた（第 2 項第 7 号）

「同等以上の機械的性質を有する材料」は、前 7 の例による厚さを有する金属板とする。

13 防護柵（第 2 項第 8 号）

(1) 防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置より高くすること。

なお、当該高さは、50 mm 以上高くするよう指導すること。◆

(2) 防護柵は、厚さ 2.3mm 以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとする（第 7－3 表参照）。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

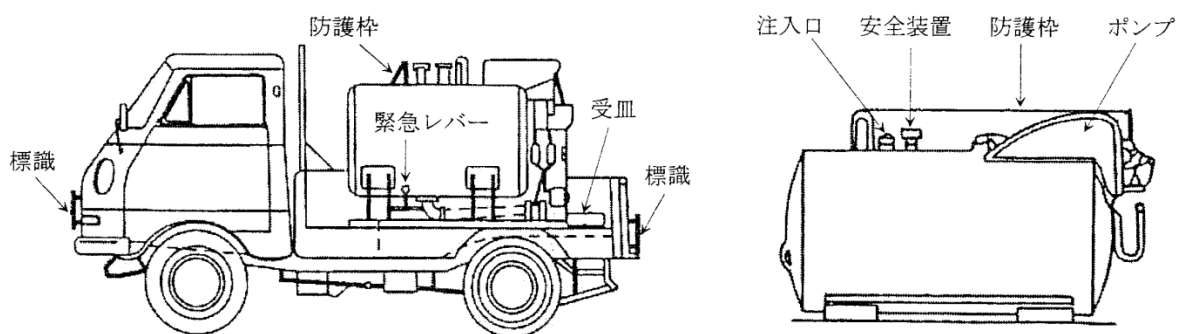
t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

第 7－3 表

材質名	JIS 記号	引張強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.66	1.7
	SUS 316	520	1.66	1.7
	SUS 304L	480	1.73	1.8
	SUS 316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とする（第 7－4 図参照）。



第 7－4 図

14 非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等（第 2 項第 9 号）

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。
- (2) 「緊急レバー」等の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見易い位置に表示する。

15 電気設備（第 2 項第 11 号）

- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、第 2. 1 に規定する「可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所」をいう。
- (2) 「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

16 その他

移動タンクには、条例第 55 条に規定する少量危険物貯蔵取扱所の設置（変更）届出書の写し

を備えるよう指導する。◆